

E i w a N e w s

令和8年度税制改正大綱の概要

令和8年1月
(No. 246)

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。

昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

本年も一層のお引き立てを賜りますよう、お願ひ申し上げます。

さて、昨年12月19日に令和8年度税制改正大綱が発表されました。

今回は、令和8年度税制改正大綱のうち主な項目をご紹介いたします。

[1] 個人所得課税

基礎控除の引き上げ

以下のとおり、基礎控除を引き上げる（合計所得金額2,350万円超は変更なし）。

合計所得金額	令和8,9年基礎控除
132万円以下	104万円(95万円)
132万円超336万円以下	104万円(88万円)
336万円超489万円以下	104万円(68万円)
489万円超655万円以下	67万円(63万円)
655万円超2,350万円以下	62万円(58万円)
2,350万円超2,400万円以下	48万円(48万円)
2,400万円超2,450万円以下	32万円(32万円)
2,450万円超2,500万円以下	16万円(16万円)
2,500万円超	0円(0円)

() 内の金額は、現行(令和8年分)の基礎控除額

※上記改正は令和8年分以後の所得税について適用し、源泉徴収については令和9年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。

給与所得控除の引き上げ

最低保障額を69万円に引き上げる（現行：65万円）。

なお、令和8年及び9年における最低保障額については、さらに5万円引き上げる特例を創設。

※上記改正は令和8年分以後の所得税について適用し、給与所得の源泉徴収税額表及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等について適用する。なお、特例については年末調整において適用することとする。

青色申告特別控除の見直し

現行の55万円控除(一定要件を満たすと65万円控除)の適用要件の見直しが行われ、控除額を各10万円引き上げる。

① 65万円控除の要件

確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出をe-Taxで送信すること。

※書面での提出の場合は10万円控除（現行の55万円控除から引き下げ）となる。

② 75万円控除の要件

①の要件を満たす者が、電子帳簿保存法等に従って総勘定元帳等や特定電磁的記録を一定の要件を満たして保存していること。

※上記改正は、令和9年分以後の所得税について適用する。

[2] 法人課税

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に係る対象額の引き上げ

取得価額を40万円(現行:30万円)未満に引き上げた上で、適用期限を3年延長する(所得税も同様)。

※対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外する。

[3] 消費課税

小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置(3割特例)

① 納付税額

$$\boxed{\text{納付税額(3割納付)} = \text{売上に係る消費税額} - \text{売上に係る消費税額} \times 70\%}$$

② 適用課税期間

個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年及び10年に含まれる各課税期間(免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられることとなる課税期間に限る)。

免税事業者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

本経過措置における控除可能割合について、次に定める割合とする。

(現行、令和8年9月30日まで80%、令和11年9月30日まで50%、以降なし。)

- ・令和8年10月1日～令和10年9月30日 … 70%
- ・令和10年10月1日～令和12年9月30日 … 50%
- ・令和12年10月1日～令和13年9月30日 … 30%

[4] その他

防衛特別所得税(仮称)の創設

所得税の納税義務者は、基準所得税額につき、防衛特別所得税を納める義務がある。

〈算式〉

$$\boxed{\text{基準所得税額} \times 1\%}$$

※課税期間は令和9年分以後の当分の間とする。

復興特別所得税の改正

復興特別所得税の税率の引き下げ、課税期間の延長

- ① 税率 1.1% (現行: 2.1%)
- ② 課税期間 令和29年まで (現行: 令和19年まで)

※上記改正は令和9年分以後の所得税等について適用する。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の終了

延長せず終了(令和8年3月31日まで)。

同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用できることとする。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願い申し上げます。